

渋川山車まつり実行委員会会則

- 第1条(目的) 本会は、市民の親睦と福祉の向上を図ると共に、渋川市を広く宣伝し、商業・観光の振興に資するため、「渋川山車まつり」を実施することを目的とする。
- 第2条(名称) 本会は、渋川山車まつり実行委員会という。
- 第3条(事務所) 本会は、事務所を渋川市経済部観光課に置く。
- 第4条(組織) 本会は、山車パレードに参加する渋川地区自治会の祭典委員長、若連頭、及び祭り実施に直接係わる第5条、第6条の委員をもって組織する(機能組織図)参照。
2、本会の中に総務部会(含む祭典運営スタッフ)山車部会及び広報部会を置く事が出来る。
- 第5条(役員) 本会に次の役員を置く。
(1)会長 祭典委員長より1名
(2)副会長 祭典委員長より2名
(3)会計 祭典委員長より1名
(4)幹事 祭典委員長より2名
(5)若連幹事 前回若連頭より8名
(6)監事 祭典委員長より2名
2、役員は前回の役員が選定し、若連幹事(含む若連幹事長)は若連が選定し、実行委員会で承認を受ける。役員は事務局員、専門部会員、を兼務できる。
3、役員の任期は、次回祭典の、第1回実行委員会(総会)までとする。
- 第6条(名誉会長) 本会に名誉会長、顧問、相談役、を置くことが出来る。
- 第7条(任務) 会長は、本会を代表し、会務を総轄する。
2、副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、あらかじめ会長の定める順序により職務を代理する。
3、会計は、会の会計を司る。
4、若連幹事長(含む若連幹事)は、山車巡行計画立案と実施を担当する。
5、幹事は巡行計画の立案・調整を主に担当する。
6、監事は、会計の監査にあたる。
7、役員会は総会承認事項を具体化し、必要な詳細事項の決定を行なう。
8、事務局は実行委員会・役員会で決議された祭典諸件を専門3部会(総務・山車・広報)へ伝え、その実施管理を司る。
9、専門部会は決議された祭典諸件の実施を司る。
- 第8条(会議) 本会の会議は、総会及び役員会等とする。
2、総会は本会の最高決定機関とする。
3、役員会は第7条6項を行なう。
4、総会及び役員会は会長が召集し議長となる。
5、祭典委員長会議・若連頭会議及び事務局会議はその代表者が召集し議長となり意見を集約し、総会又は役員会で審議する。
- 第9条(議決) 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決する。
- 第10条(事務局) 本会は、その事務を処理する為次の人員による事務局を置く。
三役より 2名
若連幹事より 2名
部会長(総務、山車、広報) 3名
渋川市経済部観光課職員 1名
渋川商工会議所職員 1名
2、市経済部観光課職員及び商工会議所職員は市長並びに会頭の承認を得て会長が指名する。
3、その業務は欄外に示す基本事項4、の通りとする。
- 第11条(経費) 本会の経費は、交付金、会費(拠出金とも言うが返金しない)及びその他の収入を持ってあてる。本会の予算及び決算は総会の承認を要する。
- 第12条(会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第13条(委任) 本会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。
- 附則 本会則は平成21年06月06日から一部改正により施行する。